

会計	組織	項	職名	号俸	8号俸	7号俸	6号俸	5号俸	4号俸	3号俸	2号俸	1号俸
				総数								
一般会計	会計検査院	会計検査院	事務総長	1	事務総長							
			事務総局次長	1		事務総局次長						
			局長	5			第1局長 第2局長 第5局長	第3局長 第4局長				
			総括審議官	1					事務総長官房 総括審議官			
			審議官	14						事務総長官房 サイバーセキュ リティ・情報化審 議官、事務総長 官房審議官13		
計				22								
備考												

府省 内閣 (人事院)

会計	組織	項	職名	号俸	8号俸	7号俸	6号俸	5号俸	4号俸	3号俸	2号俸	1号俸
				総数								
一般会計	人事院	人事院	事務総長	1	事務総長							
			局長	4				職員福祉局長、人材局長、給与局長	公平審査局長			
			総括審議官	1						事務総局総括審議官		
			局次長	2							次長 (職員福祉局、給与局)	
			審議官	7							審議官 (事務総局2、人材局、公平審査局)、事務総局サイバーセキュリティ・情報化審議官、職員福祉局職員団体審議官、人材局試験審議官	
			研修所長	1							公務員研修所長	
			研修所副所長	1							公務員研修所副所長	
			地方事務局長	4							地方事務局長 (関東、中部、近畿、九州)	
			国家公務員倫理審査会事務局長	1							国家公務員倫理審査会事務局長	
計				22								
備考												

組 織	項	俸給表	職 名	職務の	11級	10級	9級	8級	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級	補足事項		
				総数														
会計検査院	会計検査院	行政職俸給表 (一)			1,207		12	38	45	83	286	109	131	290	125	88		
		課 長	54		12	38	4											
		副 長	23						7	15	1							
		調 査 官	782					28	66	256	92	105	235				5級：4月1日から※までは91 4級：4月1日から※までは106 3級：4月1日から※までは222	
		調 査 官 補	83											83				
		係 長	73										24	49				
		主 任	32											4	28		3級：4月1日から※までは5 2級：4月1日から※までは27	
		専 門 職	58				13	10	15	16	2	2						
		一 般 職 員	102												14	88	1級：4月1日から※までは99、予算成立により4月1日から※までは101	
		行政職俸給表 (二)			9							2	4	2	1	-		
		技能労務職員			9							2	4	2	1			3級：4月1日から※までは3、予算成立により4月1日から2
		医療職俸給表 (三)			2					-	-	-	-	-	2	-		
		看 護 師			2										2			
		専門スタッフ職俸給表			11									-	9	2	-	
		専 門 職			11										9	2		
		指定職俸給表			22													
		事 務 総 長			1													
		事務総局次長			1													
		局 長			5													
		総 括 審 議 官			1													
		審 議 官			14													

備考

組 織	項	俸給表	職 名	職務の	11級	10級	9級	8級	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級	補足事項
				級 総数												
<p>1 本表に定める級別定数には、退職者（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第108条の6第1項ただし書に規定する許可を受けた職員を含む。）、国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律（昭和45年法律第117号）第3条に規定する派遣職員、国家公務員の育児休業等に関する法律第3条の規定により育児休業をしている職員、国と民間企業との間の人事交流に関する法律（平成11年法律第224号）第8条第2項に規定する交流派遣職員、法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律（平成15年法律第40号）第11条第1項の規定により派遣されている職員、国家公務員の自己啓発等休業に関する法律（平成19年法律第45号）第2条第5項に規定する自己啓発等休業をしている職員、福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）第48条の3第7項及び第89条の3第7項に規定する派遣職員、国家公務員の配偶者同行休業に関する法律（平成25年法律第78号）第2条第4項に規定する配偶者同行休業をしている職員、令和七年に開催される国際博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律（平成31年法律第18号）第25条第7項に規定する派遣職員並びに令和九年に開催される国際園芸博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律（令和4年法律第15号）第15条第1項に規定する派遣職員に係る定数は含まれない。</p> <p>2 会計検査院/会計検査院の欄関係</p> <p>(1) 行政職俸給表（一）の「課長」には、上席検定調査官、上席企画調査官、厚生管理官、上席情報システム調査官、能力開発官、技術参事官、上席調査官及び監理官を、「調査官」には、検査支援室長及び検査室長を、「専門職」には、室長（検査支援室長及び検査室長を除く。）を含む。</p> <p>(2) 指定職俸給表の適用を受ける「審議官」である職員の数が当該職名について掲げられている数に満たない場合は、その数に満たない数と同数の級別定数が当該職名で行政職俸給表（一）の10級に設定されるものとする。</p> <p>3 補足事項の※関係</p> <p>令和8年度予算成立の日とする。</p>																

組 織	項	俸給表	職 名	職務の	11級	10級	9級	8級	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級	補足事項
				級 総数												
			局 長	4												
			総 括 審 議 官	1												
			局 次 長	2												
			審 議 官	7												
			研 修 所 長	1												
			研 修 所 副 所 長	1												
			地 方 事 務 局 長	4												
			国 家 公 務 員 倫 理 審 査 会 事 務 局 長	1												

備考

- 1 本表に定める級別定数には、休職者（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第108条の6第1項ただし書に規定する許可を受けた職員を含む。）、国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律（昭和45年法律第117号）第3条に規定する派遣職員、国家公務員の育児休業等に関する法律第3条の規定により育児休業をしている職員、国と民間企業との間の人事交流に関する法律（平成11年法律第224号）第8条第2項に規定する交流派遣職員、法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律（平成15年法律第40号）第11条第1項の規定により派遣されている職員、国家公務員の自己啓発等休業に関する法律（平成19年法律第45号）第2条第5項に規定する自己啓発等休業をしている職員、福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）第48条の3第7項及び第89条の3第7項に規定する派遣職員、国家公務員の配偶者同行休業に関する法律（平成25年法律第78号）第2条第4項に規定する配偶者同行休業をしている職員、令和七年に開催される国際博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律（平成31年法律第18号）第25条第7項に規定する派遣職員並びに令和九年に開催される国際園芸博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律（令和4年法律第15号）第15条第1項に規定する派遣職員に係る定数は含まれない。
- 2 人事院/人事院の欄関係
 - (1) 行政職俸給表（一）の「課長」には、参事官、首席試験専門官、首席審理官及び国家公務員倫理審査会事務局参事官を、「地方事務局長」には、沖縄事務所長を、「地方事務局課長」には、沖縄事務所課長を、「地方事務局係長」には、沖縄事務所主査を、「専門職」には、室長を含む。
 - (2) 指定職俸給表の適用を受ける「局次長」、「審議官」、「研修所副所長」又は「地方事務局長」である職員の数が当該職名について掲げられている数に満たない場合は、その数に満たない数と同数の級別定数が当該職名で行政職俸給表（一）の10級に設定されるものとする。
- 3 補足事項の※関係
令和8年度予算成立の日とする。

再任用短時間勤務職員

府省 会計検査院

会計 一般会計

組 織	項	俸給表	職 名	職務の 級 総数	11級	10級	9級	8級	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級	補足事項		
会計検査院	会計検査院	行政職俸給表（一）		<18> 26									<18> 26					
			調 査 官	<18> 26										<18> 26		3級：4月1日から※までは31<27>、予算成立により4月1日から26<18>		
		行政職俸給表（二）		2										2				
			技 能 労 務 職 員	2											2		3級：4月1日から※までは2<2>、予算成立により4月1日から2	
		専門スタッフ職俸給表		<2> 4											<2> 4			
			専 門 職	<2> 4											<2> 4		2級：4月1日から※までは4<4>、予算成立により4月1日から4<2>	

備考

- 1 < >の数字は、国家公務員法等の一部を改正する法律（令和3年法律第61号）附則第7条第1項に規定する暫定再任用短時間勤務職員の定数であり、内数である。
- 2 補足事項の※関係
令和8年度予算成立の日とする。

再任用短時間勤務職員

府省 内閣 (人事院)

会計 一般会計

組 織	項	俸給表	職 名	職務の 級 総数	11級	10級	9級	8級	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級	補足事項	
人事院	人事院	行政職俸給表 (一)		<10> 18						5	<7> 10		<3> 3				
			地方事務局係長	<3> 3										<3> 3			
			専 門 職	<7> 15							5	<7> 10					

備考

- 1 < >の数字は、国家公務員法等の一部を改正する法律（令和3年法律第61号）附則第7条第1項に規定する暫定再任用短時間勤務職員の定数であり、内数である。
- 2 補足事項の※関係
令和8年度予算成立の日とする。

任期付短時間勤務職員

府省 会計検査院

会計 一般会計

組 織	項	俸給表	職 名	職務の	11級	10級	9級	8級	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級	補足事項
				総数												
会計検査院	会計検査院	行政職俸給表（一）		1											1	
		一 般 職 員		1												1
備考																

任期付短時間勤務職員

府省 内閣 (人事院)

会計 一般会計

組 織	項	俸給表	職 名	職務の	11級	10級	9級	8級	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級	補足事項
				総数												
人事院	人事院	行政職俸給表 (一)		2											2	
			一 般 職 員	2												2
備考																